沿岸くろまぐろ漁業の承認の 一斉更新の結果について

令和7年11月

広調委の承認制について(沿岸くろまぐろ漁業)

これまで

自由漁業 (曳き縄漁業等) に届出制を導入

漁獲実績報告の義務化

操業海域、

水揚げ場所、

漁法、

(漁獲量、

トン数階層等

沿岸くろまぐろ漁業の実態把握

(平成23年4月から順次実施)

日本海・九州西広域漁業調整

広域漁業調整委員会 の領域区分

太平洋広域漁業 調整茶昌会

沿岸くろまぐろ漁業の管理体制の強化

平成26年4月1日以降

個出制かの承認制へ移行 広域漁業調整委員会の指示 更新 1 回目 平成27年1月

に基づき隻数制限を導入

回回 更新2回 平成29年1月

更新3回目 平成30年7月

期間延長 令和2年7月

更新4回目 回 更新5[令和3年4月 令和5年4月

Ш

回回 更新6回 路まれ、大田で、東西では、大田舎のでは、大田舎のでは、大田舎のでは、大田舎のでは、大田舎のでは、大田舎のでは、大田舎のでは、大田舎のでは、大田舎のでは、大田舎のでは、大田舎のでは、大田舎のでは、大田舎の 令和7年4月 増枠をB の付与なり新規を

瀬戸内海広域漁業調整委員宏

道府県	H27.1	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4	R7.4		H27.1	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4	R7.4		H27.1	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4	R7.4
L海道	696	863	844	835	832	1,695	石川県	1,027	982	298	289	289	276	当口円	1,816	1,647	1,119	1,059	965	922
事 森県	2,068	1,938	1,723	1,641	1,618	2,155	福井県	304	282	268	250	240	244	徳島県	492	476	417	417	417	476
半课	119	66	0	∞	10	22	静岡県	1,025	1,011	957	944	938	666	香川県	0	0	0	0	0	0
5城県	33	31	6	21	21	41	愛知県	-	-	-	0	0	0	愛媛県	06	06	36	36	33	41
从田県	175	174	131	131	131	164	当重三	1,077	066	877	838	908	798	高知県	2,949	2,692	2,142	1,802	1,715	1694
一形県	120	150	142	139	138	137	京都府	264	264	264	247	245	255	福岡県	899	226	534	521	515	201
三島県	719	714	703	627	435	444	大阪府	11	11	9	9	9	9	佐賀県	46	45	45	45	45	101
5城県	367	347	314	296	291	292	省車	253	251	248	248	249	553	長崎県	2,503	2,503	2,457	2,455	2,453	2554
F葉県	280	545	445	445	445	451	和歌山県	1,897	1,733	1,207	1,191	1,179	1,357	熊本県	134	114	29	29	29	63
瓦 京都	526	515	444	431	418	420	半	651	280	99	26	99	227	大分県	146	139	28	21	21	164
奈川県	323	297	277	265	259	278	島根県	1,054	1,002	096	624	957	1,015	宮崎県	699	268	267	268	248	546
F.海県	186	164	22	22	22	209	岡山県	0	0	0	0	0	0	鹿児島	519	467	335	332	316	362
計川県	270	262	172	170	170	192	山島山	1	1	1	0	0	0	沖縄県	4	4	4	1	1	1

19,661

16,878

17,408

18,147

22,511

24,086

誓

広調委の承認制について(沿岸くろまぐろ漁業)

沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新の結果について(令和7年4月時点)

	広域》	広域漁業調整委員会	員会			広域	広域漁業調整委員会	員分			広域);	広域漁業調整委	員会	
都道府県	日本海· 九州西		瀬戸内海	恒	都道府県	日本海· 九州西	米中米	瀬戸内海	仁	都道府県	日本海· 九州西	洪	瀬戸内海	中丰
北海道	424	1,271		1,695	石川県	276			276	一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	922			922
青森県	1,023	1,132		2,155	福井県	244			244	徳島県	6	326	111	476
岩手県		22		22	静岡県		666		666	香川県				0
宮城県		41		41	愛知県				0	愛媛県		41		41
秋田県	164			164	三重県		798		798	高知県	105	1,589		1,694
山形県	137			137	京都府	255			255	福岡県	202			207
福島県		444		444	大阪府			9	9	佐賀県	101			101
茨城県		292		292	兵庫県	250	2	301	553	長崎県	2,554			2,554
千葉県		451		451	和歌山県	99	756	535	1,357	熊本県	63			63
東京都		420		420	鳥取県	227			227	大分県	25	139		164
神奈川県		278		278	島根県	1,015			1,015	宮崎県	53	493		546
新潟県	208	1		209	岡山県				0	鹿児島	359	3		362
二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	192	_		192	広島県				0	沖縄県		-		1

一斉更新後の各広域漁業調整委員会管轄別の沿岸くろまぐろ漁業承認数(令和7年4月時点)は以下のとおり

953

9,529

如

9,179 ·日本海·九州西広域漁業調整委員会

·太平洋広域漁業調整委員会 ·瀬戸内海広域漁業調整委員会

9,529

953

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十八号

沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十一条第一項の規定に基づき、

令和六年十一月十八日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英

太平洋広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示

- 定義

よる。この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに

- 規定する太平洋第百五十二条第二項及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第十六条に① 「太平洋」 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)
- て、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業図「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であっ
 - イ 法第六十条第三項に規定する定置漁業
 - ロ 法第六十条第五頃に規定する共司漁業
 - 、 法第六十条第七項に規定する人漁権に基づき営む共同漁業
 - 業条各号、第七十条各号又は第七十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる漁ニ 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第二
 - 漁業のうち、次に掲げる漁業ホ 法第五十七条第一項の規定により都道県知事が定める規則に定める知事許可
 - (人) 小型定置漁業
 - (ロ) 小型定置網漁業
 - (八) 底建網漁業
 - (二) 別表しの上欄に掲げる都における下欄に掲げる漁業
 - て、別表2の上欄に掲げる道県における下欄に掲げる漁業へ、法第百二十条第一項に規定する海区漁業調整委員会の指示による漁業であっ

2 廃業の禁止

くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3又は4の規定による太平洋広域漁舎和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、太平洋において、沿岸

3 操業の承認

- 委員会の承認を受けることができる。 賞もうとする場合には、使用する船舶ごとに、今和七年二月十日までに申請して、 から令和九年三月三十一日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を という。)で、次に掲げるイから二までの条件を満たす者は、令和七年四月一日 会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者(以下「旧被承認者」 太平洋広域漁業調整委員会指示第四十三号の3の①又は4の④の規定による委員 □ この指示の有効期間の開始の日の前日(令和六年十二月三十一日)において、
 - **獲実績を一キログラム以上有すること。** イ 令和五年一月一日から令和六年十二月三十一日までの間に、くろまぐろの漁

がない旨の意見書がある場合は、この限りではない。保持する必要があり、かつ当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認をただし、前段に該当しない場合であって、申請者の住所の所在地の都道府県

- の意見書があること。 に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨口 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕
- いない者ではないこと。 林水産大臣の命令が出された日又は承認を取り消された日から一年を経過して、 法第百二十一条第四項で準用する同法第百二十条第十一項の規定に基づく農
- 二 申請者が、次の①から③までのいずれにも該当しないこと。
 - った日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくな① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七
 - いう。)の中に暴力団員等に該当する者があるもの② 法人であって、その役員又は使用人(操船又は漁ろうを指揮監督する者を
 - ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 受けることができる。この場合、①のイ及びロの条件は適用しない。障がない旨の意見書がある場合、旧被承認者に代わって、①の規定による承認を都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者は、当該者の住所の所在地の3 令和七年二月十日までに旧被承認者から当該承認に係る地位を承継して、太平
- 「当該者」という。) であって、かつ、旧被承認者から地位を承継することので③ 太平洋において沿岸くろまぐろ漁業を新たに営もうとする者(以下闯において

めるときは、承認するものとする。は、当該者が①のハ及び二の条件並びに次に掲げるイ及びロの条件を満たすと認でに申請して、委員会の承認を受けることができる。この場合において、委員会きない者は、①の規定にかかわらず、使用する船舶ごとに、令和七年二月十日ま

- 次に掲げる①及び②を満たす旨の意見書の提出があること。 イ 当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長から当該者の申請について
- とする漁業関係法令を遵守する者であること ① 当該者は、くろまぐろの漁獲に係る都道府県が行う採捕停止命令をはじめ
- まぐろの漁獲を一キログラム以上行わせる機会の付与が可能であることの都道府県別漁獲可能量の遵守に支障をきたさず、かつ、当該者に対し、くろ⑤ 当該者の漁獲能力を勘案しても、当該都道府県に配分された管理期間当初
- と。定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されるこロ イの意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、国際的に
- を省略することができる。登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付し、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による様式第三号による廃業届を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただ定による申請の場合にあっては、旧被承認者が現に所持している承認証及び別記下「原簿謄本」という。)及び別記様式第五号による誓約書を添え、更に凶の規法(昭和二十五年法律第百七十八号)第十条第一項の規定による登録の謄本(以出 凹又は③の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に漁船

4 承認証の交付と変更等

- 者(以下「現被承認者」という。)に別記様式第二号による承認証を交付する。印 委員会は、3の印文は③、4の②若しくは倒の承認をしたときは、その被承認
- 会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。② 現被承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、委員
- することができる。受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録をっては原簿謄本を添えて、委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申している承認証を添え、更に船名又は船舶総トン数の変更に係る申請の場合にあり。のの規定による変更の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現に所持
- しようとする者が、3の①ハ及びニの条件を満たし、当該者の住所の所在地の都倒 委員会は、現被承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継

ればならない。がない旨の意見書を孫えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなけ道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障

- を省略することができる。登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の孫付し、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定によるよる誓約書及び原簿謄本を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただ者が現に所持している承認証、別記様式第三号による廃業届、別記様式第五号に⑤ 凶の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現被承認
- らない。 廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会事務局に届け出なければなら 現被承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第三号による

ら 承認証の再交付の申請

- らない。よる承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければない。承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、別記様式第四号に
- する。 号による承認証再交付申請書の提出をもって、これに代えることができるものと亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合は、別記様式第四図 3の凶並びに4の③、⑤及び⑥に規定する現に所持している承認証について、

ら 承認の取消し等

- ものとする。 □ 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定める
- 返納しなければならない。すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に⑤ 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消
 - いることが明らかになった場合イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載されて
 - く農林水産大臣の命令に違反した場合ロ、法第百二十一条第四項において準用する法第百二十年条第十一項の規定に基づ

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、今和七年一月一日から今和九年三月三十一日までとする。

8 その他

よる。この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところに、・・・・

別表1

都道県名	海 業 夕
東京都	かつお・まぐろ釣り漁業
東京都	まぐろはえ縄漁業

別表 2

都道県名	海 業 々
北海道	まぐろはえなわ漁業
四小三	浮魚礁利用漁業

沿岸くろまぐろ漁業承認申請書

〇〇 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所:

氏名:

沿岸くろまぐろ漁業について、太平洋広域漁業調整委員会指示第四十八号に基づき、下表に記入のとおり承認を申請します。

	都道府県		所属漁協・支	所	
		現行・新規(と	ちらかに()	変	変更 (該当項目のみ記入)
	承認番号	(新規の場	合は空欄)		
	氏 名				
	申請者住所				
使用	船名				
使用する	漁船登録番号				
船舶	船舶総トン数				
	漁業の方法				
	操業海域				
持	操業予定時期				
	水揚げ市場 (又は漁協)				
	備考				

上記の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

〇〇 年 月 日 確認者(職・氏名):

※1申請者全員の申請内容を明らかにする書類を添付することにより、複数の申請者が連名で申請することを可とする。

※2操業海域、水揚げ市場(又は漁協)について複数ある場合は全て記載すること。

沿岸く	ろま	ぐろ゙゙゚	魚業承認	忍証
承認番号				
住 所				
氏 名				
船名				
漁船登録 番 号				
承認期間	0 0 0	年 月 年 月		
年	月日]		
太平洋広域	戏漁業調	整委員会	会長	

備考:用紙は、日本産業規格A6とする。

廃 業 届

〇〇 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所:

氏名:

下記の船舶は、沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号

承認証再交付申請書

〇〇 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所:

氏名:

下記の船舶に係る沿岸くろまぐろ漁業の承認証について、再交付を申請します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号
- 5 再交付の原因

適格性に関する誓約書

〇〇 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所:

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名:

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

私は、次の①から③までのいずれにも該当しないことを誓約します。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- ② 法人であって、その役員又は使用人(操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。) の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

太平洋広域漁業調整委員会指示第 48 号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針

令和6年11月18日

太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第48号(以下「委員会指示」という。)の6の(1)に基づき、委員会指示に違反した者への対応及び処分方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応

- (1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報を接受した場合等においては、速やかに事務局として会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。
 - *必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施
- (2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。

2. 対応・処分基準

(1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わない と見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の違反内容ごとの委 員会の対応・処分の基準は以下のとおりとする。

スカッパルーでので出ている	(1 10 2 7 2 7 2 8
違反内容	委員会としての対応・処分
①承認を受けずに沿岸くろま	・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第
ぐろ漁業を営んだ場合	120 条第8項に基づき農林水産大臣に対し
	て指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏
	付命令の申請)をする。(注)
② 漁業法第 121 条第4項で	・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、
準用する同法第 120 条第	承認を取り消す。
11 項の規定に基づく農林	
水産大臣の命令に違反し	
た場合	

- 注:裏付命令の申請に係る手続は会長(又は会長職務代理者)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。
- (2) 上記にかかわらず、委員会は、会長(又は会長職務代理者)が、違反が 悪質と認める場合で、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得ら れた場合は、裏付命令の申請を行うことができる。この場合は、後日、委員 会に報告するものとする。

3. 処分する場合の手続き

- (1) 2の対応・処分(裏付命令の申請を除く。)を行う場合は、委員会は、処分予定者に対して、異議があれば15日以内に申し出るべき旨を催告しなければならない(なお、催告期間は催告日の翌日から起算するものとする。)。
- (2) (1)により処分予定者に異議がある場合は、公開により委員会が処分予定者から聴聞を行う。また、聴聞の際には、必要に応じて処分予定者が所属する団体の長が立ち会うことができる。
- (3) (2)の委員会の聴聞は、会長(又は会長職務代理者)、会長が聴聞の都度指名する委員を含めた3名以上の委員が行い、事務局がこれを補佐する。
- (4) (1)により異議がない場合又は(2)の聴聞の結果、異議に正当な理由が認められない場合には、2の対応・処分を行う。

太平洋広域漁業調整委員会指示第 48 号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領

令和6年 11 月 18 日策定

太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第48号(以下「委員会指示」という。)の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1. 事務処理の専決及び結果報告

委員会指示の3及び4に定める承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2. 操業の承認について

委員会指示の3に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。

- (1) 承認条件について
 - ① 委員会指示の3の(1)のイの「くろまぐろの漁獲実績を1キログラム以上有すること」を証明する書類については、漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐろ漁業の漁獲実績報告書とし、書類の写しを添付するものとする。
 - ② 委員会指示の3の(1)のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。委員会指示の3の(2)の意見書についても同様とする。
 - ③ 委員会指示の3の(1)の口のくろまぐろの漁獲に係る都道府県知事が行う 採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない旨の意見書については、
 - 1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が採捕停止命令に従わないことを明らかにしている場合
 - 2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、採捕停止命令に係る 指導に従わない、協力が得られない等の指摘があった場合 等の具体的事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に 判断し問題ないと認められる場合は、その旨の意見をするものとする。なお、 都道府県が管内の申請漁業者に関してまとめて意見を行って差し支えな いものとする。

なお、委員会指示の3の(1)の承認申請期限は令和7年2月 10 日のため、委員会指示の3の(1)の口の「採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない」旨の意見書は、令和6管理年度の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況について意見を述べたものとなるので、意見書の提出日以後、令和6管理年度に1)や2)に該当した場合は、委員会指示6の(2)のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。

(2) 承継承認等について

- ア 委員会指示の4の(4)の承認(以下「承継承認」という。)は、以下により取り扱うものとする。
- ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県内での承継も含むものとする。
- ② 親子等以外で、現被承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現被承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現被承認者の廃業届の提出を要するものとする。

この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、日本海・九州西広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも差し支えない。

イ 委員会指示の3の(3)の承認は、以下により取り扱うものとする。

- ① 委員会指示の3の(3)の口の「国際的に定められた管理措置の範囲との 関係で承認しても支障がないと判断されること」とは、委員会指示の3の (3)の規定による我が国全体の承認数の合計が 5000 を超えていないこ とをいう。
- ② 各都道府県は意見書の提出に先立ち、令和7年1月24日までに当該申請見込数を報告するものとする。これを集計した結果、5000を超える場合は、当該申請見込数の合計に占める各都道府県の申請見込数の比率に応じて承認可能数の調整を行い、各都道府県の申請上限を定める。その上で、当該申請上限の範囲内で申請書の提出を行うよう指示を行う。その際の提出期限は指示の受領日を除く14日以内とする。
- ③ ②の承認は、アの②の「廃業見合新規」に準じて扱うこととし、申請者に 新たな承認番号を発行するものとする。
- ④ ③の規定にかかわらず、アの③に規定される現承認者の廃業届の提出は要さないものとする。

3. 申請書等の提出先について

委員会指示の3の(4)並びに4の(3)、(5)及び(6)の申請書等の提出先は、申請者等の住所の所在地の都道県の区分に応じ、下記表の委員会事務局とする。また、下記表の左欄に掲げる都道県以外の府県に住所を有する申請者等は、主たる操業海域の属する都道県の区分に応じ、同表の右欄に掲げる委員会事務局に提出するものとする。

都道県	委員会事務局及び所在地
北海道	仙台漁業調整事務所
青森県	(〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目 3-15)
岩手県	
宮城県	
福島県	
茨城県	
千葉県	水産庁
東京都	(〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1)
神奈川県	
静岡県	
愛知県	
三重県	
高知県	
和歌山県	
徳島県	
愛媛県	
大分県	
宮崎県	

4. 変更の承認について

委員会指示の4の(2)に定める変更の承認については、以下により取り扱うものとする。

- (1) 委員会指示の4の(2)の変更は承認を受けた者の申請書の記載事項で、 同一人物での氏名変更、同一船舶(漁船登録番号が同じ等)での船名変更、 使用船舶の変更(漁船登録番号が変わる代船)及び住所変更とする。
- (2) (1)に記載の変更のうち、使用船舶の変更に係るものは、
 - ① 現被承認者が、当該承認に係る船舶を当該承認に係る海域において沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
 - ② 現被承認者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合とする。

5. その他

- (1) 委員会指示の承認申請等(委員会指示の3の(1)に基づく申請を除く。)で必要となる書類を整理すると、別表のとおりとなる。
- (2) 委員会指示の1の(2)で、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和 38 年農林省令第5号)第2条第1項の漁業のうち、かつお・まぐろ漁業の許可を 有する者が総トン数 20トン未満の動力漁船により我が国 200 海里内でくろま

- ぐろを採捕する際は、採捕報告を国等に行い、国からの操業上の指導に従うことを条件に、委員会指示ではかつお・まぐろ漁業として扱うものとする。
- (3) 沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱いにおいて、申請書類等で次に該当する場合は、委員会事務局が技術的修正を行うことができるものとする。
 - ① 申請者名の氏名に表外漢字が使用されている場合は、常用漢字に修正することができる。
 - ② 漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修正することができる。
- (4) 承認番号については、承認を有する者が廃業し、承継者が不在の場合、旧 承認者に割り当てられた承認番号は廃番とし、再使用はしないものとする。ま た、承認番号は委員会事務局が指定するものとする。
- (5) 操業海域は、別図の区分(J1~J4、J10)を記入するものとする。
- (6) 漁業の方法は曳き縄・はえ縄・釣り・その他から該当するものを記入し、その他を記入する場合、具体的な漁法を備考欄に記入するものとする。

配表 くろまぐろ漁業承認申請等に必要な書類の一 別表

			様立	様式※1		!		
		無一中	無川中	無因中	無出中	日承認証	承認番号の対応	瀬 瀬
変更由	承認証の記載事項**2に 変更がない場合	0		\triangleleft				申請を受理し、承認者情報を内部 処理によって修正(承認証は交付しない)。
- ### 1111#	変更がある場合	0		\triangleleft		0	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
代船申請 (者が変え	代船申請 (者が変わらず、船のみ入れ替える場合)	0		◁		0	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
承幾	親子間承継など (船は変わらず、者が変わる場合)	0	0	◁	0	0	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
⊕ #E	廃業見合新規(者も船も変わる)**3	0	0	◁	0	0	新番号を付与	承認証を交付する。
再交付申請	辈			0			旧番号を継続	承認証を再交付する。
単純な廃業	詸		0	\triangleleft		0		旧承認番号は欠番とする。 受理後は内部処理のみ。

・旧承認証を亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合には、様式第四号(再交付申請書)を添付する。

